ケ　Ｋ６１６　四肢の血管拡張術・血栓除去術　１　薬剤溶出型生体吸収性下肢動脈用ステントを用いるもの
フ　Ｋ６１９－３　腸骨静脈及び大腿静脈ステント留置術
コ　Ｋ６２７　リンパ節郭清術　９　腹部
エ　Ｋ６２７－２　腹腔鏡下リンパ節郭清術　５　腹部
テ　Ｋ６４３－３　腹膜切除を伴う多臓器合併切除術
ア　Ｋ６４５－４　骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）
サ　Ｋ６８２－５　超音波内視鏡下胆嚢ドレナージ術
キ　Ｋ６９７－８　肝悪性腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）
ユ　Ｋ７０２－２　腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術　２　リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合
メ　Ｋ８３５－２　陰嚢形成術（二分陰嚢及び陰茎前位陰嚢に限る。）
ミ　Ｋ８３６－３　腹腔鏡下停留精巣内精巣動静脈結紮術、腹腔鏡下停留精巣内精巣動静脈延長術（腹腔鏡下停留精巣内精巣動静脈延長術に限る。）
シ　Ｋ９０６－２　子宮頸管縫縮術（開腹）
ヱ　Ｋ９０６－３　腹腔鏡下子宮頸管縫縮術
二　（略）
（削る）
三　基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の別表第十一の三に規定する手術等を実施する患者（医科点数表区分番号Ａ４００短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料３に限る。）の算定要件を満たし、入院後５日以内に退院した患者に限る。）

別表１及び別表２を次のように改める。

別表１

	薬剤	番号
１	セフィデロコルトシル酸塩硫酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第68条の２の規定により公表された注意事項等情報をいう。以下同じ。）として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年11月30日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号

ケ　Ｋ６４５－３　骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
フ　Ｋ６５６－２　腹腔鏡下胃縮小術　２　スリーブ状切除によるもの（バイパス術を併施するもの）
コ　Ｋ７００－４　腹腔鏡下膵中央切除術
エ　Ｋ７７３－７　腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
テ　Ｋ７９８　膀胱結石、異物摘出術　３　レーザーによるもの
ア　Ｋ８０９－４　腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）
サ　Ｋ８２１－４　尿道狭窄グラフト再建術
キ　Ｋ８３０－３　精巣温存手術
ユ　Ｋ８３６－３　腹腔鏡下停留精巣内精巣動静脈結紮術
メ　Ｋ８４１－７　経尿道的前立腺水蒸気治療
ミ　Ｋ８４１－８　経尿道的前立腺切除術（高圧水噴射システムを用いるもの）
シ　Ｋ８７２－３　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　２　組織切除回収システム利用によるもの
（新設）
二　（略）
三　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号２４６６又は２４６７に該当するもののうち、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の表に規定する傷病名Ｕ０７１又はＵ０７２に該当する患者
（新設）